

ネモフィラ
「めぐる青色申告会の花」
としてこれから応援して
いきます

撮影：Y.F

会報 No.406 令和5年5月1日(月) 発行

めぐる青色

発行：一般財団法人 めぐる青色申告会 発行責任者：専務理事 藤重則夫
〒153-0061 東京都目黒区中目黒5-28-3 TEL:03 (3713) 1141(代) FAX:03 (3713) 1185
HP:www.meguro-aiiro-forum.com



1月23日(月)から始まりました
所得税、消費税の決算・個人
サポートは3月31日(金)に
終了いたしました。

令和4年分 決算終了
皆さま、お疲れ様でした

<所得税>(前年)
受講者数: 3,365名(3,663)
提出者数: 3,211名(3,287)
代理送信数(実数): 2,188名(1,997)

<消費税>(前年)
受講者数: 190名(271)
提出者数: 213名(254)
(うち、記帳代行30名)



確定申告が終わったら
やるべきこと

確定申告が終わって、ほっと
一息。そんな方が多いと思
いますが、申告を終えた後も、
おこなうべきことがたくさん
あります。

確定申告書を確認しましたか

ご自身で間違いがないか、

を必ずご確認ください。

提出した確定申告書に不備
があると、税務署から問い合わせを受けることになりま
す。

決算・個人サポートを受講
された方は、申告会へ連絡し
てください。内容により申告
方法が変わります。

所得税(予定納税含む)は、
租税公課等経費とはなりませ
んの、特にご注意ください。

誤りや漏れが見つかった場
合は、次の通り対応します。

①税額を多く申告していたとき
「更正の請求書」を税務署
に提出します。原則として各
年の法定申告期限から5年以
内に行ないます。

②税額を少なく申告していた
とき
「修正申告書」を税務署に提
出します。税務署から更正を
受けるまでの間はいつでも行
なうことができます。

帳簿、書類を保存しましたか

決算関係書類はもちろん、
帳簿や領収書、請求書なども
保存しなければなりません
(保存期間7年)。電子帳簿保
存の要件を満たしている方
以外は、会計ソフト利用者も元
帳を紙に印刷して保存する必
要があります。

要があります。

帳簿書類は、決算間近に「あ
の書類どこ?」「この領収書
なに?」とならないよう、定
期的に整理しておきましょう。

納税は済みましたか

窓口納付の期限は3月15日
(水)まで、振替納付は、所得
税が4月24日(月)、消費税が
4月27日(木)でした。納付忘
れや振替不能はありませんか。
残高不足等により振替ができ
なかった場合は、延滞税がか
かることがあります。還付の
場合は、指定した口座への入
金の確認をおこなってください
。税務署から送られてくる
「国税還付金振込通知書」は
次回の申告の際、お持ちくだ
さい(還付加算金は雑所得と
なります)。

令和5年分の記帳は順調ですか

今回の確定申告で「期限ぎ
りぎりになった」「直前にま
とめて記帳した」という方で、
未記帳の方はすぐに記帳を始
めましょう。

また、下記に該当する方は、
来期の決算・個人サポートが
スムーズにすすめられるよう、
内容がはっきりした時点で、

事前サポートを受講してくだ
さい。

- ・令和5年中の新規開業
- ・初めての青色申告
- ・青色申告特別控除65・55万円
初めての適用
- ・建物の新築、購入
- ・建物の大きな修繕
- ・車(事業用)の購入・買替
- ・令和5年分から消費税の課
税事業者
- ・インボイス登録事業者

*譲渡(土地、建物の売却)は、
事前に税務署、税理士にご
相談ください。



会員のための相談

要ご予約

ご予約・お問い合わせ

☎ (3713) 1141

会場

目黒青色申告会館

ご来局時のお願い

感染予防対策として、職員のマスク着用を実施しております。

引き続き、咳エチケット・手指の消毒にご協力をお願いいたします。

土曜の特別サポート日

(9時～11時)

5月13日

5月27日

6月10日

6月24日

7月8日

7月22日

7月29日

8月26日

*10時受付終了

*変更となる場合は

ホームページで

お知らせします

弁護士相談

弁護士をご紹介します。

(横張本財団

顧問弁護士)

(有料)



消費税インボイス制度の重要な話!!

いよいよ始まるインボイス制度

令和5年10月1日以降、全ての取引において仕入税額控除を適用するためには、原則インボイスを保存する必要がありますが、インボイス発行事業者となり消費税課税事業者となった方の軽減措置やインボイス不要となる取引等を下記へご紹介しています

インボイスの取扱いを正しく理解しましょう

1 納税額を売上税額の2割に軽減できます

インボイス制度を機に免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担、事務負担を軽減する為、売上税額の2割を納税額とすることができます

対象となる方

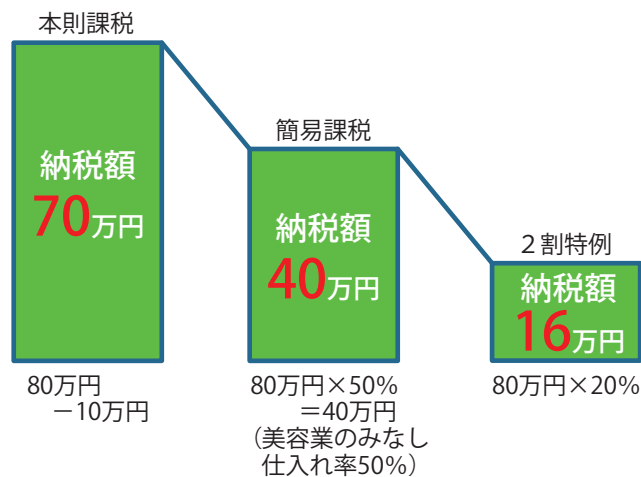
免税事業者からインボイス発行事業者となり、2年前の(基準期間)の課税売上高が1,000万円以下等の要件を満たす方

対象期間

令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告(個人事業者)

どれくらい税負担が軽減される?

[例] フリーランスの美容師(サービス業)
売上: 880万円(預かり消費税80万円)
経費: 110万円(支払い消費税10万円)



事務負担の軽減は?

- 売上・収入を税率毎(8%、10%)に把握するだけ
- 経費等の集計不要
- 2割特例の事前届出不要
- 申告の都度、申告方法が選べる



～POINT～

申請提出期限は令和5年9月30日(令和5年10月1日からの登録)までです。

登録番号の発行に時間を要します(1か月～1か月半)ので、登録希望の方はサポート受講を行い、早めの登録手続きを行きましょう

土曜の特別サポート日の業務時間は9時～11時15分となっております。ご注意ください

区外へ移転しても、めぐろ会は継続できます。月額会費1,000円で記帳サポートの受講や会報などの情報誌が利用できます。

2 少額取引はインボイス不要（少額特例）

1万円未満の課税仕入れ（経費等）について、インボイス（請求書や領収書、レシート、納品書など）の保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります

対象となる方

2年前の（基準期間）の課税売上高が1億円以下または1年前の1月～6月の課税売上が5,000万円以下の方

対象期間

令和5年10月1日～令和11年9月30日

対象となる判定基準

- 1万円未満（税込）の課税仕入れ（経費等の支払い）であること
 - 1商品ごとの金額での判定でなく1回の取引が1万円未満（税込）であること
 - （例1）1回で、8,000円の商品と5,000円の商品を購入した場合、13,000円の取引となるため少額特例の対象となりません
 - （例2）役務の提供である場合、通常、*約した役務の取引金額により判定します
月額180,000円（日額9,000円×20日）の契約で外注を依頼した場合、月単位での取引となるため少額特例の対象となりません
- *約した…約束する。とりきめる。

3 交付義務免除（帳簿のみ保存の特例）

インボイス（請求書や領収書、レシート、納品書など）の保存がなくても一定の記載をした帳簿の保存のみで仕入税額控除ができる特例です

対象となる取引と記載事項等

《対象となる取引》

- | | |
|-------------------------|---------------------|
| 1. 3万円未満の公共交通機関による旅客の運送 | 2. 3万円未満の自動販売機による販売 |
| 3. 郵便切手を対価とする郵便サービス | 4. 入場券等が回収されるもの |
| 5. 古物商や質屋等が仕入れる古物、質物等 | 6. 従業員等に支給する出張旅費等 |

《帳簿の記載例》

帳簿（旅費交通費）						
日時	相手科目	摘要	借方	貸方	残高	備考
3/2	現金	JR東日本 乗車券	3,200		3,200	税区分10% *1

*1 3万円未満公共交通機関

eTax代理送信はなぜ早めに受講を!! 送信件数に限りがある!!

代理送信は、税務代理の権限のある税理士の業務であり、誰でも送信できません。本財団の決算・個人サポートでは、東京税理士会目黒支部の派遣税理士のご協力により代理送信希望者の承諾を得て、実施しております。令和5年は、1月30日から3月13日の間、のべ22日13名の税理士に携わっていただきました。

個別サポート終了後、会員の決算書・申告書を本財団の職員・パートによりデータの不備の修正、添付書類の確認など事前準備を行った上で、派遣税理士が最終チェックをして送信します。それでもエラーとなり、送信できないこともあります。送信できる件数は、1日約100件。最終日に近づくにつれ、安全に送信できる件数を事務局で検討し、代理送信を受けられる日を締め切ります。多くの会員さんの分の送信をしたいと思うのですが、状況により締め切り日はその年によって変わります。

そのため、希望者には早めの受講を、とご案内をしています。



● 移転、建替等で住所を変更した場合、事務局へご連絡ください

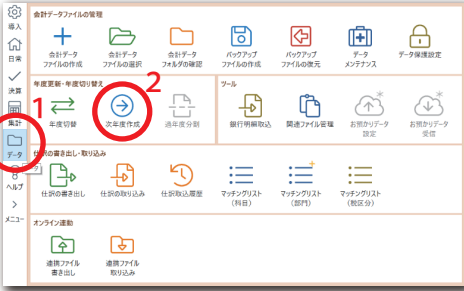
● 毎月の会報など配布物は支部役員の方がボランティアで配布しています。ご理解、ご協力をお願いいたします

ジヨブカン青色申告 ご利用の方へ

令和5年分へ更新して、入力を進めていきましょう。

【年度更新時の注意】

- 決算・個人サポーターで決算整理・修正があった方は、必ず令和4年分へ入力後、次年度作成を行ってください。
- **次年度作成後でも、令和4年分に戻り、入力後、再度次年度更新を行ってください。**
- 次年度作成後の令和5年分試算表の貸借対照表、前期繰越の額が、令和4年分の決算書控えの貸借対照表、12月31日(期末)の額と一致していることを確認してください。



* 次年度作成後、前年分の訂正を行った場合は、必ず次年度更新(赤丸2の部分)を行ってください

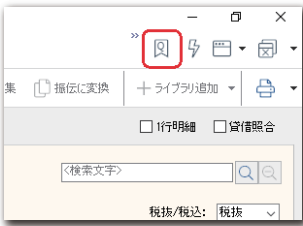
①ステータスバーのデータ1より、次年度作成2をクリック。

② 次年度を確認し、「電子帳簿保存を使用する」は希望する方が(注1)、「バックアップファイルを作成する」は必ず(注2)を確認し、実行4をクリックします。

(注1) 65万円控除の要件を「電子帳簿保存」で行う方は、✓してください(記帳日時が記録されます)



① 「分からないことがあった場合」Q&Aをジヨブカン青色申告のヘルプメニューより検索することができます。



② Q&Aが表示され、検索できます。

日々の帳簿付けから決算処理までマンツーマンでサポートします!

本財団推奨 会計ソフト

ツカエル 青色申告オンライン スタート

Mac・Windows
どちらでもツカエル

9,240円(税込)/年

- ・令和5年分所得税確定申告 ・優良な電子帳簿保存
- ・e-Taxによる電子申告 ・65万円(または55万円)控除など それぞれに対応 詳しくは欄ジヨブカン会計のホームページをご覧ください



事業報告

(R5.3.1~R5.3.31)

- ◎入退会者数 入会：63名 退会：140名
- ◎あおいろ葬儀システム 1件
- ◎水廻り緊急サービス 3件
- ◎青色共済

入院見舞金	32件	303,500円
弔慰金	1件	300,000円
- ◎東京青色傷害保険 6件 1,048,900円 (2月実績)
- ◎東京青色交通事故傷害保険 1件 109,907円 (2月実績)
- ◎小規模企業共済

廃業請求	4件
死亡請求	2件
任意解約	1件
- ◎来局者数

各種手続き関連	107名
共済・保険関連	47名
その他(物品購入・他団体)	25名

口座振替ごよみ

- 5/8(月)
 - 簡易保険・月払
 - 青色共済年金
 - 経理事務代行料(A)*
- 5/18(木)
 - 小規模企業共済
- 5/23(火)
 - 会費(B)**
 - 自転車保険
- 5/29(月)
 - アフラックがん保険
- ※記帳について
 - (A) (所得税) 経費計上可 (消費税) 課税
 - (B) (所得税) 経費計上可 (消費税) 不課税

納税ごよみ

- 5/31(水)
 - ・令和4年分の所得税第3期延納分の納税期限 [国税]
 - ・自動車税種別割の納税期限 [都税]
 - ・軽自動車税の納税期限 [区税]

会員、ご家族、従業員のための健康診断

2023年度 青色ドック

実施決定!!

6月20日(火)・21日(水)・22日(木)
会場: 目黒青色申告会館

詳細は同封のチラシをご覧ください

会員の皆さまの事業と生活をサポートする情報を随時発信しています。ぜひご登録ください。

ホームページはこちら

